

軽四輪貨物車 仕様書

1. 物品名：軽四輪貨物車（公用車）

2. 仕様（能力・規格等）

1) 車両

- ・ボディタイプ：ワゴン（無鉛レギュラーガソリン車）
- ・排気量：660 ccクラス
- ・駆動方式：4WD
- ・トランスミッション：AT、AGS、CVTのいずれか
- ・ドア数：5ドア
- ・乗車定員：4名
- ・荷室高：1,230 mm以上
- ・最大積載量（2名乗車時）：200 kg以上
- ・ボディーカラー：ホワイト
- ・安全対策機能：①衝突回避支援ブレーキ機能
②先行車発進お知らせ機能
③車線逸脱警報機能
④誤発進抑制機能
⑤ABS
⑥運転席・助手席SRSエアバック

2) 装備品

- ・パワーウインドウ：前席（運転席・助手席）
- ・サンバイザー（運転席・助手席）
- ・パワーステアリング
- ・車中ドアロック
- ・エアコン
- ・AM、FM ラジオ
- ・スペアタイヤ（交換工具付き）
- ・キーレスエントリー

3) 付属品

- ・UV カットガラス
- ・ビニール製またはゴム製のフロアマット（前席、後席）、マットガード（前後）
- ・ドライブレコーダー（前方向録画）
- ・側面、背面にはシンボルマーク、県名ロゴタイプを入れる（詳細は、別紙参照）

3. 購入数量：1台

4. 参考車種

ダイハツハイゼットカーゴ スペシャルクリーン（ガソリン車）、
日産クリッパーバン DX GL パッケージ（ガソリン車）

5. 見積に含まれる諸経費：自賠責保険料、販売諸費用、預かり法定費用
6. グリーン購入法に定める小型貨物車の位階の適合基準を満たすこと
 - ・ 2022 年燃費基準 105%達成または H27 燃費基準 +25%達成 かつ H30 排出ガス基準 50% 低減
7. 納入場所：佐賀県農業技術防除センター（佐賀市川副町南里 1088）
8. 納入期限：令和 8 年 2 月 27 日
9. 担当者：佐賀県農業技術防除センター 病虫害防除部 善 正二郎

佐賀県デザインシステムマニュアルの車両デザイン規程

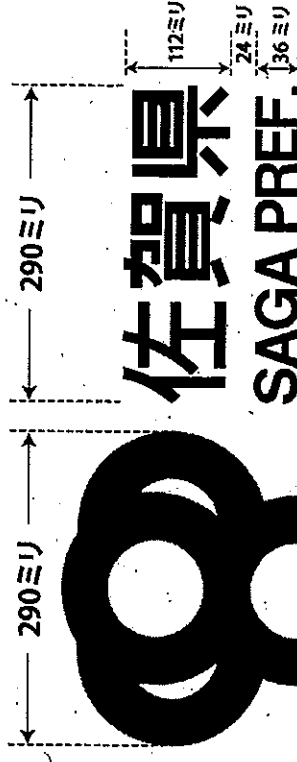
第5 表示方法

- 1 側面には、シンボルマーク、県名ロゴタイプ（和文のみ）、英文略称形の県名ロゴタイプを表示します。
(1) シンボルマーク、県名ロゴタイプは必ず、以下のサイズで表記する。

<側面表示>

(左側面用)

※書体は「ゴナDB」を使用。



(右側面用)



第1 目的

この規定は、佐賀県が所有する車両にシンボルマーク及び県名ロゴタイプを使用する方法について定め、「佐賀」の統一された良好なイメージの確立と普及を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

この規定は全車両に適用するものとする。ただし、次の車両については、この適用を除外する。

- (1) 知事車、副知事車、議長車
- (2) その他適用除外承認を得た車両

第3 適用除外

第2(2)の適用除外にあたっては、理由を明記の上、適用除外の依頼（様式1）を広報広聴課に提出し、承認を得るものとする。

第4 適用の時期

この規程の適用は、車両の新規購入時及び原則として現有車輛の更新時とする。

(2) 車両側面部を、各事業の普及啓発を目的としたデザインにする場合は、前号の規程にかかわらず、以下のシンボルマークと県名ロゴタイプ(和文のみ)を使用することができる。その際の表記箇所については、広報広聴課へ事前
に協議する。



(3) 組織名を表示する場合は、1行で表示するが、表示できない場合は、2行で表示します。

具体的には、車両を管理する組織名を以下の規定に従い、表示する。

ア 書体は、ゴナDB(写研DBNAG)とする。

イ 表示は、1行表示を原則とする。車種により組織名を表示する有効スペースが異なるので、組織名が有効スペースに収まらない場合は、書体を長体1番、長体2番または長体3番にすることで調整する。なお、1行表示ができない場合は、2行表示とする。

佐賀中部農業改良普及センター
佐賀中部農業改良普及センター
佐賀中部農業改良普及センター
佐賀中部農業改良普及センター

2 背面には、下記タイプのシンボルマークと県名ロゴタイプ(和文のみ)を表示する。

具体的には、車体の左側上部平坦な場所に表示。有効スペースが確保できない場合は、表示する必要はない。

<背面表示>



《カラー》

事項	色別	カラー表示	備考
シンボルマーク	佐賀シンフォニーグリーン	DIC2555(PART-2) C100%+Y90% BK100%	デザインマニュアル
県名ロゴタイプ	黒色		

第5 表示の割り出し

別添の車両タイプ別の表示規定図のとおり、指定位置にシンボルマーク、和文及び英文略称形の県名ロゴタイプ、組織名を表示する。

なお、上記の表示割り出しや特殊車両等の表示割り出しについての問い合わせは、広報広聴課へ行う。

第6 表示手法

一般的な表示手法は、切り文字の貼付(カッティングシート、転写式)、ステッカーの貼付、スクリーン印刷、塗料による手書きなどがあるが、施工の手軽さ、美しさ、応用性、耐久性、経済性などから、カッティングシートを推奨する。

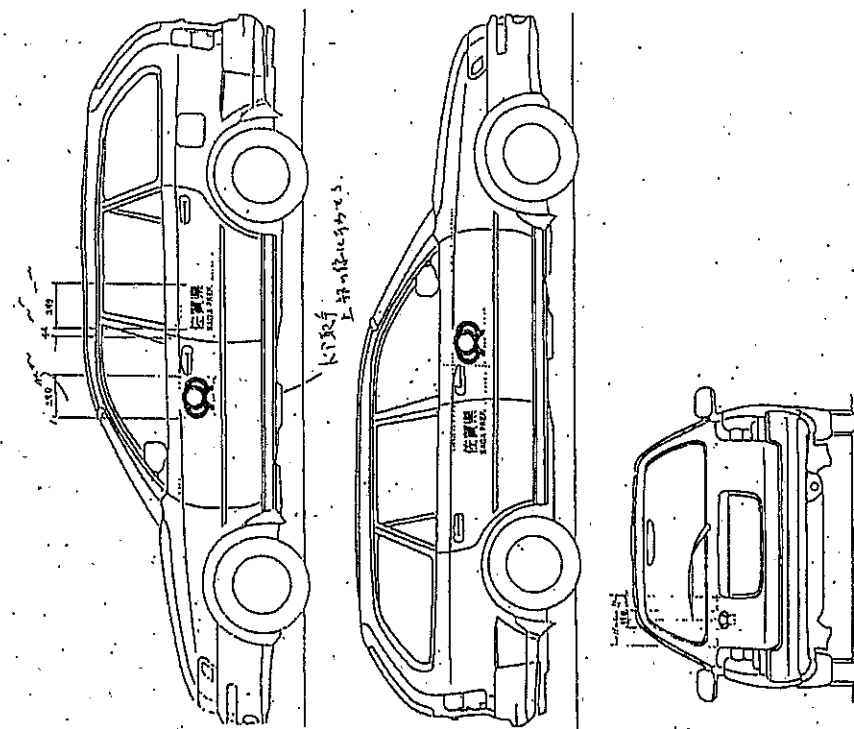
(参考)

道路運送法95条(自動車に関する表示)

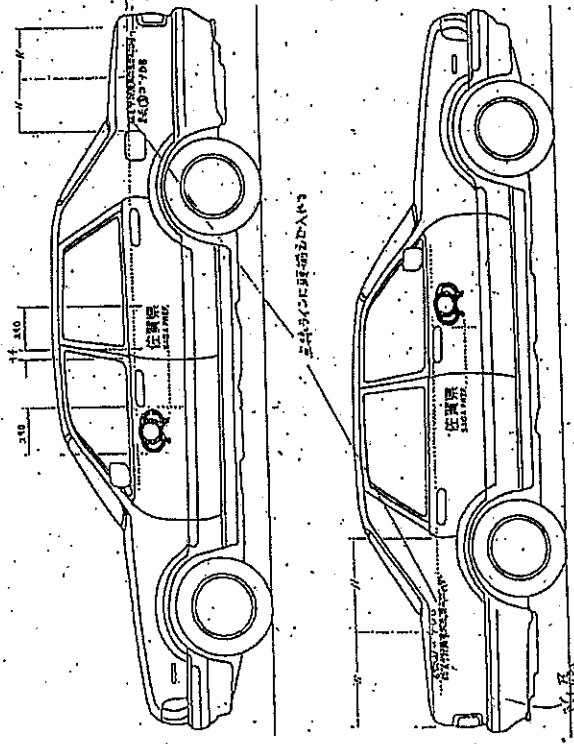
自動車(軽自動車たる家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の家用自動車、特殊自動車たる家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

よって、2, 4, 8ナンバー車両は、法95条の適用を受ける。

貨物自動車タイプ表示規定



乗用車自動車タイプ表示決定



乗用車自動車 (4ドア) タイプ表示決定

